

倉敷市立豊洲小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校の児童は比較的穏やかで、大きな友人関係のトラブルや喧嘩なども多くはなく、重大な事態へも至っていない。

しかし、心ない言動などにより、いじめと捉えている児童もいることは事実である。また、学校に関係のないものを持ってくるなど、教師の目が届きにくい場所での問題発生件数が増えてきている。それらをいじめの芽と捉えて学校全体として組織的に対応していきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

本校のいじめに対する基本的な考え方を以下に示す。

- ・ いじめはどの集団にも、どの子どもにも起こりうる身近で深刻な人権侵害事案であること。
- ・ いじめを防止するためには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、学校全体、または地域全体で広く取り組むことが必要であること。
- ・ いじめをしない子ども社会を実現していくためには、学校、保護者、地域などそれぞれが役割を自覚し、主体的に活動すること。

〈重点となる取り組み〉

- ・ 教育相談月間に合わせ、6月、11月にアンケート調査を実施する。
- ・ 年間を通して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。
- ・ 個々に尊敬し合える児童育成のため、人権に関わる授業研究を実施する。
- ・ 「心のけんこうかんさつ」により、早期発見に努める。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 授業参観や保護者研修会などを通して、本校のいじめ対策基本方針を周知させる。
- ・ PTA講演会等で、様々な人権課題について考える機会を設ける。
- ・ 個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。

学 校

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・ いじめに対する基本方針に基づく取り組みの実施及び、年間計画の作成。いじめの相談窓口。いじめへの迅速な対応。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・ 学期に1回(年に3回)

- ・ いじめ発生時(随時)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・ いじめ対策委員会の後の職員会議。緊急の場合は、迅速に連絡会を開く。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・ 校外 …スクールカウンセラー・PTA 会長
- ・ 校内 …校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・養護教諭

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 県教委・市教委

〈連携の内容〉

- ・ ネットパトロールなどによる監視、保護者支援のための専門スタッフ派遣

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭

〈連携機関名〉

- ・ 倉敷警察署

〈連携の内容〉

- ・ 非行防止教室の実施
- ・ 犯罪行為に関する相談、通報

学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み

①いじめの防止	・ PTA活動などで、メディア（SNS、LINE 等を含む）を通じて行われるいじめに対する研修を行う。また、実態調査をもとに児童の発達段階に応じた指導を行う。 ・ 基礎的・基本的事項の徹底習得、算数科における習熟度別少人数指導の実施、意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）をし、分かる授業づくりをめざす。 ・ 一人一人のよさや違いを認め合い、いじめの本質や構造の理解を深められるように人権学習、道徳教育を推進する。 ・ 人権に関わる研究授業を実施し、個々が尊敬し合える集団づくりに取り組む。 ・ 話し合い活動、学級会活動を充実させ、児童にとって居場所が確保できるような学校づくり、学級集団づくりに取り組む。
②早期発見	・ 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。 ・ 授業中だけでなく休憩中の児童の様子にも気を配り、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことをめざす。 ・ 各学期に教育相談月間を設定（6月、11月）する。 ・ 教職員や家族、友達等に直接話をするのをためらうような場合、「24時間いじめ相談ダイヤル」などを周知させ活用できるようにする。 ・ ネット上のいじめは、いじめに関する兆候や情報を把握した際、教職員間で情報を共有し、該当の児童生徒と関わりをもち、いじめの実態を把握して指導を適切に行う。
③いじめへの対処	・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、いじめとして対応すべき事案かどうかを協議し、いじめであると判断されたら、この組織が責任をもって被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解決まで対応する。 ・ 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めさせることを最優先する。いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。 ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。 ・ いじめられた児童を保護したり、心配や不安を取り除いたりする。 ・ 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を簡単にメモし、教職員がいつでも情報を共有できるようにする。